

○飯塚市商業団体事業費補助金交付要綱

平成26年4月11日

飯塚市告示第128号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の商業団体（以下「団体」という。）が商業の振興を図るために行う事業に関する経費について、補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則（平成18年飯塚市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「団体」とは、次に掲げる組織とする。

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- (2) 法人化されていない任意の商店街組織であつて、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の申請)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、飯塚市商業団体事業費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した者に、その補正を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、飯塚市商業団体事業費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(事業変更の承認)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた団体が、交付決定の内容について変更（中止及び廃止を含む。）の承認を受けようとする場合には、飯塚市商業団体事業費補助金交付変更等承認申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があつたときは、必要に応じ交付決定の内容を

変更し、又は条件を付して、飯塚市商業団体事業費補助金交付変更等承認(不承認)通知書により団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 団体は、交付の決定に係る会計年度の末日又は当該補助事業完了(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)の日から1月を経過した日のいずれか早い日までに、飯塚市商業団体事業実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯塚市商業団体事業費補助金確定通知書により団体に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は団体が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

費目	補助対象経費	補助対象外経費
旅費	出演交渉用務及び演奏者、出演者等の交通費、宿泊費並びに日当	
消耗品費	事務用消耗品、事業実施に必要な消耗品。	器具備品、装置等の購入及び恒久的な設備設置経費
印刷製本費	会議資料、プログラム、記録写真等印刷費	
食料費	イベント用材料費、出演者食事代及びお茶代並びに菓子代	スタッフの飲食料費、打ち上げ、懇親会等の飲食費
通信運搬費	電話代、郵便料、宅配便代及び大道具、小道具、楽器等運搬費	
保険料	参加者、スタッフ等保険料	
報償費	謝礼、単価 10,000 円以内の賞金及び賞品代	単価 10,000 円を超える賞金及び賞品代
出演料	演奏者、俳優等出演料	
燃料費	車両借用に伴う燃料費	
広告宣伝費	ポスター、チラシ、立看板等作成費	
役務費	クリーニング代、チラシ折込料等	
委託料	会場設営、音響オペレーター等委託料及び警備員委託料	
使用料・手数料	著作権使用料、販売手数料、施設使用料等	
賃借料	車両、機器、器具装置等借上料	事務所維持費
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの (個別に経費の内容を審査する。)	

備考 景品(事業主体が来客者に贈る品物又は現金)として支出するものは、単価 500 円以内のものを補助対象経費とする。